

平 成 26 年 6 月 5 日

株式会社朝日新聞社

代表取締役 木村 伊量 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成25年10月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都朝日会館

京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の変更による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来店客に対して、公共交通機関により来店してもらうよう周知を徹底することが望まれます。

また、来店客が駐輪場を利用するよう案内を徹底するとともに、周辺道路等に駐輪されることがないよう啓発していくことが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地しており、当該地域の周辺は、北側は道路を隔ててホテル等、東側は店舗及び事業所等、西側は河原町通を隔てて店舗及び事業所等、南側は道路を隔てて店舗及び事業所等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、道路や周辺の集合住宅内への駐輪等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、昼間の等価騒音レベルが増加すること及び廃棄物等の排出量が増加することが予想される。

なお、駐輪場については、今回新たに設置するものである。

以下の内容を踏まえた結果、周辺地域の生活環境への影響が少ないと判断する。

（1）駐車場（収容台数）について

当該店舗には来店客用の駐車場を設置していない。

そのため、来店客に対して、公共交通機関により来店してもらうよう周知を徹底することが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保している。しかしながら、駐輪場を屋上に設置する計画であるため、来店客が駐輪場を利用するよう案内を徹底するとともに、周辺道路等に駐輪されることがないように啓発していくことが望まれる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

営業時間延長後も各店舗の商品搬入は増加しない計画であるとともに、既存テナントの現状の廃棄物等排出量と未定テナントの予測排出量の合計を上回る廃棄物保管容量を確保していることから、対応可能であると考えられる。

（3）騒音について

昼間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも基準値を下回っていることから、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。